

# 持分法会計の公開草案とその後のIASBにおける審議状況の解説

PwC Japan有限責任監査法人  
コーポレート・レポーティング・サービス部  
マネージャー 村上 彩



## はじめに

国際会計基準審議会（以下、IASB）は2024年9月に公開草案「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x年改訂）」を公表し、2025年1月までコメント（フィードバック）を募集していました<sup>\*1</sup>。現在、IASBでフィードバックを踏まえた再審議が行われており、主に関連会社との取引から生じる未実現損益、重要な影響力の獲得時の取得原価、追加取得や部分的処分の場合の会計処理の論点について議論されています。

公開草案に記載されている提案は、現状の持分法会計に関する基準（IAS第28号）に関する適用上の疑問点を明確にすることを目的としていますが、関連会社との取引から生じた未実現損益の消去に関して、実務への大きな変更を伴う論点が含まれています。日本の利害関係者からフィードバックが寄せられており、関心が高い企業等も多いと思われます。

本稿では、公開草案における提案の概要、提案に対して利害関係者から寄せられたフィードバックおよび2025年11月までの暫定決定等について解説します。なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC Japan有限責任監査法人および所属部門の正式見解を示すものではないことをお断りします。

## 1 公開草案の主な提案

IASBにおける持分法プロジェクトの目的は、持分法を適用する上での疑問点について、現行のIAS第28号から導き出される原則を用いて対応し、実務上の不統一を減少させることです。その際、IAS第28号の原則の変更や、持分法の本質が一行連結が測定基礎かなどの根本的な考え方については議論しないとされています。このような目的を踏まえ、持分法の適用に関する疑問点に対応するため、IAS第28号の修正案として、2024年9月に公開草案が公表されました。

公開草案において示された主な提案は、**図表1**のとおりです。

図表1：公開草案において示された主な提案

(1)	関連会社との取引から生じた利得および損失（全額認識する変更提案）
(2)	重要な影響力の獲得時の取得原価、条件付対価の会計処理
(3)	重要な影響力を保持する場合の持分変動の会計処理
(4)	投資の帳簿価額をゼロまで認識した後の損失の認識
(5)	その他の提案（減損の兆候、開示の改善、経過措置）

出所：PwC作成

これらの提案のうち、(1) 以外は実務上の不統一に対応するための明確化の提案が中心となりますが、(1) の関連会社との取引から生じた利得および損失についての提案は、明確化ではなく、現状の実務を大きく変える可能性のある提案となっています。

まず、**図表1**で示した公開草案の各提案の内容について説明します。

\*1 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/equity-method/exposure-draft/iasb-ed-2024-7-equity-method-jpn.pdf>

**(1) 関連会社との取引から生じた利得および損失（全額認識する変更提案）**

前述のとおり、この修正提案は現在の実務に大きな影響を与える可能性があり、日本の関係者からも特に注目されています。

IAS第28号第28項では、関連会社との取引から生じた利得および損失を関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識する、すなわち未実現利益を消去することを求めています。この要求はアップストリーム取引（関連会社から投資者への資産の売却など）とダウンストリーム取引（投資者から関連会社への資産の売却または拠出など）の両方に適用されます。この要求に従うと、投資者が関連会社との取引で子会社に対する支配を喪失する場合には、利得または損失の一部分のみを認識することになります。一方で、IFRS第10号「連結財務諸表」では子会社に対する支配の喪失に係る利得または損失の全額を認識するとされています。この点でIAS第28号とIFRS第10号との間で不整合が生じており、適用上の疑問点となっていました。

IASBはこの基準間の不整合を解消すべく、2014年9月に「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出（IFRS第10号及びIAS第28号の修正）」を公表しましたが、その後2015年12月に、これらの論点は持分法プロジェクトの中で扱うべきだとして、当

該修正の発効日を無期限で延期することを決定しました。

**図表2**のとおり、今回の持分法会計の公開草案では、IAS第28号における要求事項を変更する提案が示されています。具体的には、関連会社との全てのアップストリーム取引・ダウンストリーム取引について、未実現損益を消去せず、利得および損失の全額を認識するという内容です。

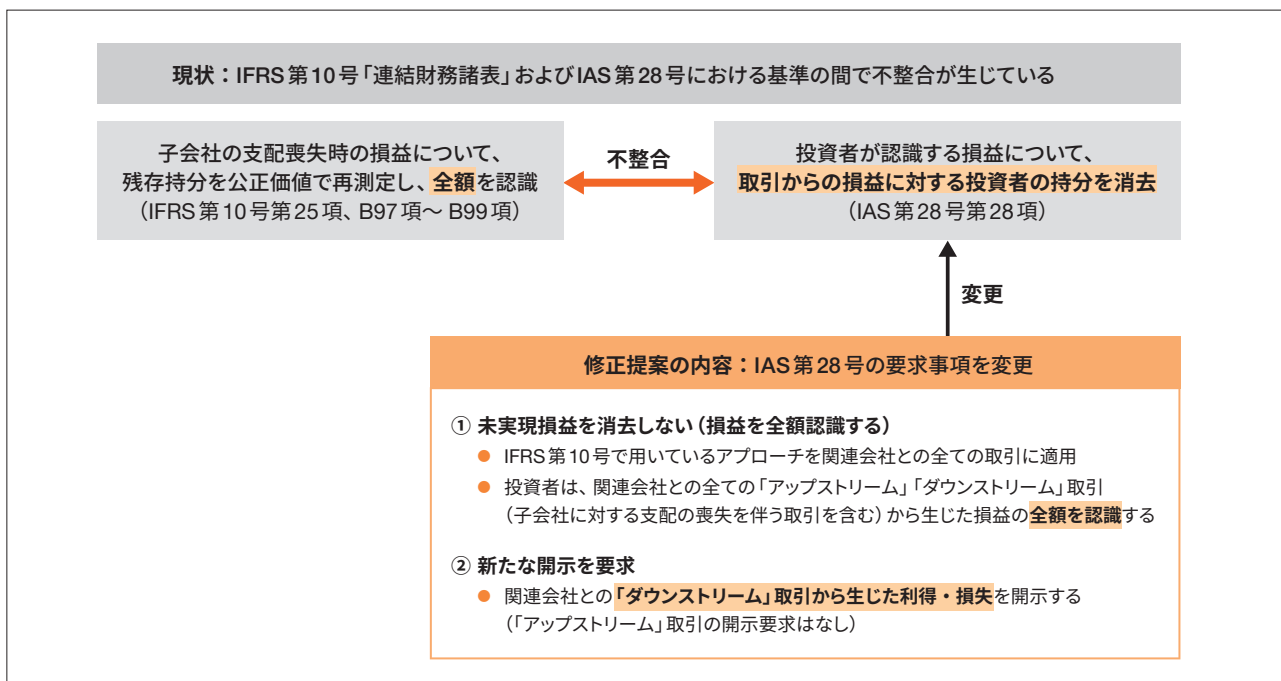
また、新たな開示要求として、関連会社とのダウンストリーム取引から生じた利得および損失について開示することが提案されています。未実現利益を消去しないことによる利益操作が懸念されましたが、IASBとしては、この開示の強化により対応可能と考えました。

一方、アップストリーム取引については、ダウンストリーム取引と比べて利益操作の可能性が低いこと、情報収集が困難と想定されることから、公開草案において開示要求は提案されていません。

**(2) 重要な影響力の獲得時の取得原価、条件付対価の会計処理**

企業に対する持分を従来保有していた投資者が、追加の持分を取得して重要な影響力を獲得する場合、従来の所有持分の投資原価を当初購入原価とするのか、IFRS第9号「金融商品」を適用した当該持分の帳簿価額（公正価値）とするのかで、実務上の不統一が生じていまし

図表2：IFRS第10号とIAS第28号の基準間での不整合に対する公開草案における提案



出所：PwC作成

た。また、条件付対価については、通常は取得原価の一部に含まれる処理が考えられますが、IAS第28号では明確な定めがありませんでした。

公開草案では、関連会社に対して過去に保有していた持分の公正価値を含め、移転された対価の公正価値で投資の取得原価を測定することが提案されています。条件付対価については、子会社の取得時の条件付対価についてのIFRS第3号「企業結合」の要求事項と同様に、移転した対価の一部として認識し、公正価値測定を行うことが提案されています。

また、新たな開示要求として、IFRS第3号における条件付対価の開示要求と同様に、条件付対価契約の内容、認識した金額および当該金額の変動、ならびに考え得る結果の範囲の見積り等の開示を要求することが提案されています。

### (3) 重要な影響力を保持する場合の持分変動の会計処理

#### ① 追加取得

重要な影響力を保持したまま関連会社の持分の追加取得を行う場合の会計処理について、IAS第28号では明確な定めがありませんでした。例えば、割安購入の会計処理については、純損益として計上するアプローチと、過去に重要な影響力を獲得した際に投資の帳簿価額に含めたのれんから減額するという2つのアプローチが見られ、会計処理に不統一が生じていました。

公開草案では、追加の所有持分を移転対価の公正価値で測定し、関連会社の識別可能な資産および負債の公正価値の持分相当額を投資の帳簿価額に含めることが提案されています。提案では、これらの金額の差額をのれん（投資の帳簿価額に含める）または割安購入益（損益に計上）として処理することになります。

#### ② 部分的処分

IAS第28号には、重要な影響力を保持したまま関連会社に対する持分を部分的に処分する場合の会計処理に関する明確な定めがなく、特に関連会社に対する投資のうち認識を中止すべき部分をどのように測定するかが疑問点とされていました。

公開草案では、認識を中止する部分を処分日の帳簿価額の比例部分として測定し、受取対価との差額を純損益に認識することが提案されています。これは、持分法投資を取得時ごとの集まりとして扱うよりも、投資全体を1

つの資産として扱い、部分的処分の際の帳簿価額は投資全体に対して決定する方が理解しやすく、持分法会計の基礎となる原則とも整合的であるとの考え方に基づいています。

#### ③ 所有持分のその他の変動（例：持分の希薄化）

投資先の純資産の変動のうち、投資先の純損益にもその他の包括利益にも認識されず、かつ投資者が受け取った分配ではないものに対する持分の会計処理に関する明確な定めがIAS第28号にはありませんでした。特に、このような純資産のその他の変動に対する持分を、投資者の資本に認識するのか、あるいは純損益に認識するのかという点が問題となっていました。

公開草案では、純資産のその他の変動により投資者の所有持分が変動する取引は、追加取得や部分的処分により投資者の所有持分が変動する取引と「持分を変動させる取引」という点で類似していることから、純損益として認識することが提案されています。

#### (4) 投資の帳簿価額をゼロまで認識した後の損失の認識

投資をゼロまで減額した後に追加取得をした場合に、追加取得によって増加した帳簿価額を未認識の損失分減額する、いわゆる「キャッチアップ」修正を行うかどうかについて、現行のIAS第28号では明示されていませんでした。また、投資の帳簿価額をゼロまで認識した後の純損益およびその他の包括利益において認識すべき損失（または利益）の金額についても定められておらず、表示区分も不明確でした。

公開草案では、投資をゼロまで減額した後に追加取得しても過去の未認識損失分を減額しないこと、すなわち「キャッチアップ」修正を行わないことを明示する提案がされています。また、投資の帳簿価額をゼロまで認識した後の純損益とその他の包括利益において認識すべき損失（または利益）の金額を明確化し、先に関連会社の純損益に対する持分、次にその他の包括利益に対する持分を区分して認識し表示することを提案しています。

#### (5) その他の提案（減損の兆候、開示の改善、経過措置）

##### ① 減損の兆候

従来、減損の兆候について、IAS第28号第41C項では「投資の取得原価」と比較してどの程度下落しているかを

検討する文言となっていました。そのため、投資の帳簿価額が変動していたとしても、常に取得原価（すなわち、当初認識時の原価）と比較して減損の兆候を判定すべきかという疑問が生じていました。

また「著しいか又は長期にわたる」という文言<sup>※2</sup>については、「著しい」や「長期」が定義されておらず、その程度が不明確であり適用上の疑問点となっていました。

これらの点に対応するため、公開草案では、取得原価を「帳簿価額」に置き換えることが提案されています（**図表3**）。この修正により、報告企業の純資産の帳簿価額がその企業の株式の市場価値を超過していることを減損の兆候としているIAS第36号「資産の減損」の要求事項とも整合します。また、「著しいか又は長期にわたる」という文言は削除し、関連するガイダンスを追加することも提案されています。

② 開示の改善

公開草案では、新たな開示要求提案として、前述した

ダウンストリーム取引、条件付対価、その他の変動に関する開示要求の他に、関連会社および共同支配企業に対する「投資の期首と期末の帳簿価額の調整表」の開示を求めることが提案されています。

③ 経過措置

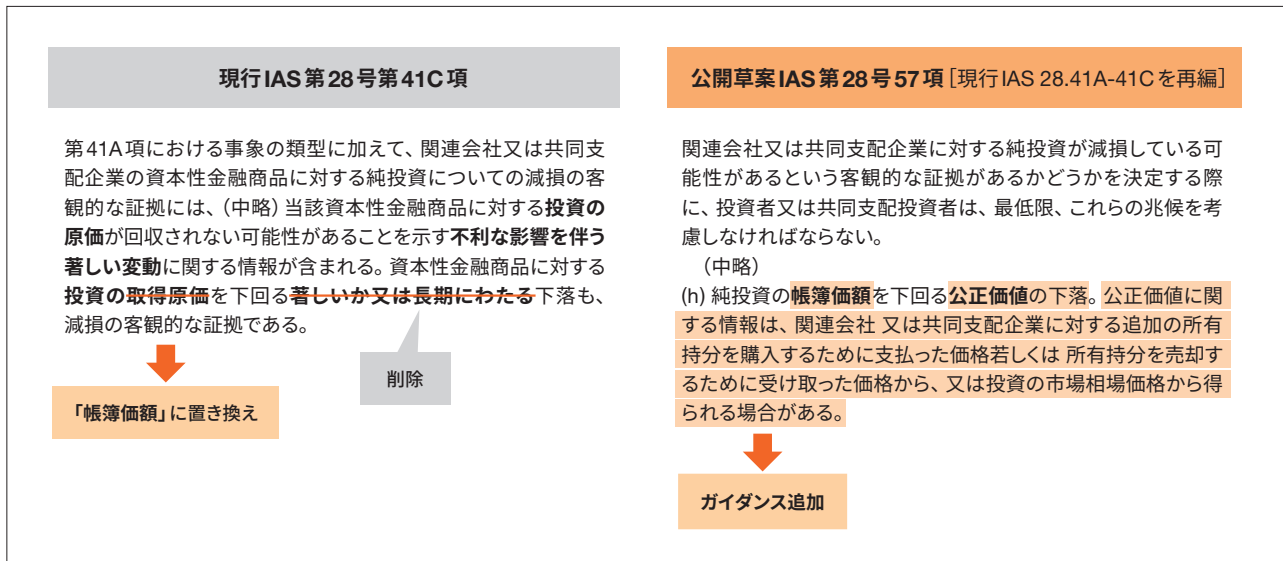
経過措置としては、関連会社との取引（過去の未実現損益）や、条件付対価の公正価値測定などの項目が提案されています（**図表4**）。

2 2025年6月～11月のIASBでの議論の状況

公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえ、2025年6月のIASB会議では、以下の決定が行われました。

- 目的：プロジェクトの目的を変えず、適用上の疑問点への対応を行う

図表3：減損の兆候についての提案



出所：PwC作成

図表4：公開草案での提案についての経過措置

項目	経過措置
関連会社との取引（過去の未実現損益）	過去の未実現損益について、移行日における投資の帳簿価額と利益剰余金の修正として認識する（遡及適用）
条件付対価の公正価値測定	条件付対価に関する変更を、移行日現在の公正価値で行い、それに従って投資の帳簿価額の修正として認識する
その他	上記以外は、将来に向かって適用する

出所：PwC作成

※2 IAS第28号第41C項では、資本性金融商品に対する投資の公正価値が取得原価を下回る「著しいか又は長期にわたる」下落は減損の客観的な証拠であると記載されている。

- プロジェクトの範囲：適時に解決可能で、公開草案の再公開を生じさせない場合のみ適用上の疑問点を追加検討する
- 再審議：公開草案における提案の再審議を進める

また、図表5で示すように、1節で解説した公開草案の提案等について、フィードバックを踏まえた再審議が継続して行われています。

さらに、2025年9月のIASB会議では、公開草案には含まれていなかった論点のうち、フィードバックなどを踏まえ、プロジェクトの範囲に「持分法適用の際の取得関連コストの認識」に関する論点を追加することを決定しています。

一方で、以下の2つはプロジェクトの範囲に追加しないことを決定しています。

- 事業を構成しない関連会社に対する重要な影響力の獲得
- IAS第28号における公正価値オプションを使用するための適格要件

ただし、公正価値オプションについては別プロジェクトで検討することを決定しており、IASBの作業計画に追加されています。

**(1) 持分法適用時の取得関連コスト**

2025年10月のIASB会議では、9月にプロジェクトの範囲に追加された持分法適用時の取得関連コストについて、次の暫定決定が行われています。

て、次の暫定決定が行われています。

- 重要な影響力の獲得または追加取得の際に生じた取得関連コストについて、当該コストが生じた期間に費用として純損益に認識する

これは従来の実務と異なる会計処理を求めることになりうるため、遡及適用ではなく、移行日から将来に向かって適用することを要求することも暫定的に決定されています。

**(2) 重要な影響力の獲得時の取得原価、条件付対価の会計処理**

図表5の公開草案の主な提案のうち、「(2) 重要な影響力の獲得時の取得原価、条件付対価の会計処理」については、コメント提出者のほぼ全員が提案に同意していたことを踏まえ、2025年11月のIASB会議で公開草案の提案内容を維持する方向で以下の暫定決定が行われています。

- 公開草案の提案を維持し、関連会社の取得原価を、移転した対価の公正価値（従来保有していた所有持分の公正価値を含む）で測定する
- 条件付対価を移転した対価の一部として認識し、公正価値で測定する
- 重要な影響力の獲得後、資本に分類した条件付対価は再測定しない。その他の条件付対価は各報告日に公正価値で測定し、差額は純損益に認識する

図表5：2025年6月以降のIASBでの審議状況の概要

公開草案の主な内容	再審議	審議状況
(1) 関連会社との取引から生じた利得および損失（全額認識する変更提案）	2025年10月	以下の追加作業の実施を決定 ● 提案が利益操作の機会を増大させる可能性を指摘した回答者の懸念を理解する ● 開示の強化またはガイダンスの追加によってこれらの懸念が解消できるかどうかを検討する
(2) 重要な影響力の獲得時の取得原価、条件付対価の会計処理	2025年11月	公開草案の提案を維持する方向で暫定決定
(3) 重要な影響力を保持する場合の持分変動の会計処理 (①追加取得、②部分的処分、③その他の変動)	2025年9月、11月	①②について、公開草案の提案を維持する方向で暫定決定 (③については2026年上期に再審議予定)
(4) 投資の帳簿価額をゼロまで認識した後の損失の認識	2026年Q1に再審議予定	—
(5) その他の提案（減損の兆候、開示の改善、経過措置）	2026年Q1に再審議予定	—
(2025年9月にプロジェクトの範囲に追加) 持分法適用時の取得関連コスト	2025年10月	取得関連コストについて、当該コストが生じた期間に費用として純損益に認識することを暫定決定

出所：PwC作成

### (3) 重要な影響力を保持する場合の持分変動の会計処理

#### ① 追加取得

「(3) 重要な影響力を保持する場合の持分変動の会計処理（追加取得、部分的処分、その他の変動）」のうち、追加取得に関する提案については、2025年9月のIASB会議で再審議が始まり、救済措置について検討する方向性などが決定されました。

その後、2025年11月のIASB会議では、公開草案の提案を維持する方向で、以下のものが暫定決定されています。

- 追加取得日において、当該持分を移転した対価の公正価値で測定することを要求する提案を進める
- 購入日において、投資の帳簿価額に、関連会社の識別可能な資産および負債の公正価値に対する追加的な持分を含めることを要求する提案を進める

また、2025年11月のIASB会議では、識別可能な資産および負債に対する追加的な持分を公正価値で測定する義務を免除する救済措置の案を探求することなども決定されています。

#### ② 部分的処分

部分的処分に関する提案については、2025年11月のIASB会議において、公開草案の提案を維持する方向で以下の暫定決定が行われています。

- 処分した投資を帳簿価額の一定割合として測定する
- 受け取った対価と認識の中止を行う部分との差額を利得または損失として純損益に認識する

### 3 関連会社との取引から生じた利得および損失に関するフィードバックおよび暫定決定

公開草案の主な提案のうち、「(1) 関連会社との取引から生じた利得および損失（全額認識する変更提案）」については、地域ごとにフィードバックの傾向に違いが見られました。欧州などからは基準間の不整合が解消できることや実務負担の軽減につながるとして賛成のコメントが多く寄せられた一方、日本や中国等からは、公開草案の修正提案は持分法の根本的な考え方を変えてしまっていることなどから反対のコメントが寄せられました。

2025年10月にIASBはこの論点について審議を行い、

提案についての暫定決定を行う前に、以下の追加作業を実施することを暫定決定しています。

- 提案が利益操作の機会を増大させる可能性があるとして述べたコメント提出者の懸念を理解する
- 開示の拡充またはガイダンスの追加でこれらの懸念が解消される可能性があるかどうかを理解する

その後、2025年11月には、日本の企業会計基準委員会（以下、ASBJ）から、「現在再審議中の持分法会計に関するプロジェクトについて」と題する書簡がIASBに対して送付されました。これは、公開草案に対するコメントレターに追加して送付されたものです。

この書簡の中でASBJは、IASBが持分法プロジェクトの中で持分法の本質的な考え方については議論しないとしていたにもかかわらず、公開草案での修正提案が確定した場合には持分法の根本的な変更になることへの懸念を表明しています。特に、関連会社との取引から生じた利得および損失を全額認識する変更提案については、結果的に純損益を歪め、財務諸表利用者への情報提供という観点から有用とはならないとして強く反対しています。

また、日本のように全額認識の修正提案によって大きな影響を受ける法域からの意見を、欧州のようにあまり影響が小さくないと考えられる法域からの意見と同様に取り扱い、賛成意見が大多数で少数が反対しているとして再審議を進めるように見える点についても懸念が示されています。日本経済団体連合会や日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会もASBJの書簡に賛同し、別紙にて署名しています。

こうしたフィードバックも踏まえ、この論点については今後もIASBで追加調査や審議が行われる見込みです。

### 4 おわりに

先述のとおり、公開草案における実務の不統一に対応する明確化の提案については公開草案の提案を維持する方向で議論が進んでいるものも多くありますが、関連会社との取引から生じる損益の全額認識についての議論など、今後も当該プロジェクトについてはIASBにおける追加調査や審議が継続される見込みです。執筆時点（2026年2月初旬）におけるIASBの作業計画によれば、2026年の3月にプロジェクトの方向性についての決定がなされる見込みです。

---

**村上 彩** (むらかみ あや)

PwC Japan 有限責任監査法人 コーポレート・レポーティング・サービス部  
マネージャー

2016年公認会計士登録。主として製造業の監査業務を担当し、2023年より  
会計の品質管理業務に従事している。

メールアドレス：aya.a.murakami@pwc.com